

平成15年4月から

支援費制度が始まります

支援費制度利用の流れ

1 まずはご相談ください ～制度の利用に関する情報の提供と相談～

支援費の支給を希望する人は、どのようなサービスを利用したら良いかなどを相談できます。相談の窓口は、保健福祉課（保健センター）となっています。

2 申請をしましょう ～支給申請～

必要なサービスを選択したら、保健福祉課（保健センター）へ申請します。申請する人は、本人、本人が18歳未満の場合は保護者です。また、代わりの人が「代理人」として申請することもできます。申請に必要なものは、申請書（保健福祉課にあります）利用者負担額を決めるために必要な書類（本人及び扶養義務者の収入や課税状況が把握できる資料）医師の診断書（必要な場合）です。

3 支援費の支給が決まります ～支給決定～

保健師が、本人の障害の種類や程度、介護する人の状況などについて聞き取りを行い、内容を検討します。その結果、支援費の支給が必要と認められたときは、支援費の種類ごとに内容が決まり、「受給者証」が交付されます。

4 利用を申し込みます ～事業者・施設との契約～

サービスを利用するために、選択した事業者や施設に申し込み、内容を確認してから契約を結びます。

障害者に対する福祉サービスは、今までは市町村が決定していた「措置制度」でしたが、平成15年4月からは利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」となります。これにより、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することができます。支援費制度の対象となるサービスは次のページのとおりです。



.....
障害者福祉サービスの利用のしかたが変わります!!
.....

5 サービスを利用します

サービスは決められた期間や量の範囲内で利用できますが、利用者はサービス利用に要する費用のうち、負担能力に応じて定められた利用者負担分を事業者に支払います。

町は、サービス利用に必要な費用のうち利用者負担分を除いた額を支援費として事業者に支払います。

瀬棚町国保医科診療所 外来患者診療状況



2002年8月分（単位：人）

日	曜日	国保	社保	一般	老人	計
1	木	27	26		26	79
2	金	22	36	1	41	100
3	N	8	18		8	34
4	H	1	1		1	3
5	月	20	29	1	35	85
6	火	10	15	2	51	78
7	水	16	26	1	29	72
8	木	13	19		30	62
9	金	26	18	4	27	75
10	N	25	36	3	50	114
11	H	1				1
12	月	27	27	1	45	100
13	火	10	23		33	66
14	水	16	20	3	27	66
15	木	13	22	1	8	44
16	金	22	17	1	19	59
17	N	13	19		3	35
18	H					
19	月	27	38	1	33	99
20	火	6	15		42	63
21	水	29	24	2	59	114
22	木	16	28		25	69
23	金	17	20	2	30	69
24	N	29	37	1	40	107
25	H		2	1		3
26	月	28	24	1	35	88
27	火	11	14		38	63
28	水	23	30	1	52	106
29	木	10	9		13	32
30	金	22	37	2	36	97
31	N	21	20		2	43
合計		509	650	29	838	2,026

上記人数には訪問・往診の数も含まれております。

入院患者	国保	社保	一般	老人	計
延人数	41	41	28	184	294

【担当：国保医科診療所事務係長 上野宏行】

支援費制度の対象となるサービス

居宅生活支援（在宅で利用するサービス）

身体障害者	知的障害者	障害児
身体障害者居宅介護 身体障害者デイサービス 身体障害者短期入所	知的障害者居宅介護 知的障害者デイサービス 知的障害者短期入所 知的障害者地域生活援助 （グループホーム）	児童居宅介護 児童デイサービス 児童短期入所

施設訓練等支援（施設に入所して利用するサービス）

身体障害者	知的障害者
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

お問い合わせ先

瀬棚町保健センター

☎7-3990

担当：保健福祉課 西 弘美

現在、支援費制度の対象となる施設（図参照）を利用している人は、平成15年4月からの1年間は支給決定を受けたものとみなされ、支援費が支給されますが、15年3月31日までに支給の手続きが必要となります。

コミュニティビジネスってな～に？

●地域のさまざまな課題

- ・高齢社会
- ・子育てと仕事の両立
- ・環境問題
- ・商店街の活性化など



地域が
どんどん
元気になる



●課題解決のために地域の人々が知恵を出し合う

- ・買い物代行サービス・託児所、保育ママ
- ・廃品回収、リサイクル・チャレンジショップなど

真心とお金が
地域に循環する

コミュニティ・ビジネスは、地域コミュニティで今まで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を活かして、地域住民が主体となって、自発的に地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていくコミュニティの活性化と元気づくりを目的とした事業活動です。檜山支庁では、各町と協力し、地域に根ざしたコミュニティビジネスを推進することし、檜山の地域資源を調べています（アンケート調査）。皆様のご協力をお願いします。上記の事例に限らず、いろいろなことがあります。興味のある方は、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】檜山支庁地域政策課（担当：一ノ瀬恵子） 01395-2-1010